

副本

令和元年(ワ)第172号, 令和2年(ワ)第216号

違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 久和 進 外3名

令和3年9月22日

証拠説明書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



上記事件について、被告ら及び補助参加人は下記のとおり、被告ら及び補助参加人提出の乙号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

記

乙第2号証の8

証拠の標目	<p>臨時報告書 (金融庁ウェブサイト https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/E01EW/download?1625614022174&uji.bean=e.e.bean.parent.EECommonSearchBean&uji.verb=WOEZA104CXP001003Action&SESSIONKEY=1625614021746&s=S100LXX6 よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年7月6日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	<p>本書証は、補助参加人が、関東財務局長に対して提出した報告書である。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月25日に開催された補助参加人の第97回定時株主総会は、関係法令に従い、適法かつ適切に運営されたこと(準備書面(6)第1の2(2)(3頁)) ・第97回定時株主総会において、株主である原告1名から、補助参加人提案の第2号議案(取締役9名

	<p>選任の件) に対し、本件被告である金井豊及び石黒伸彦ら3名を取締役に選任しない趣旨の修正動議が提出されたものの、賛成株主少数により否決された上で、原案である第2号議案は、圧倒的多数の株主の賛成をもって承認可決されていること(準備書面(6)第2(5, 6頁): 本書証2, 3頁)</p> <ul style="list-style-type: none">・被告久和進は、現在、補助参加人の取締役ではないこと(準備書面(6)第2(6頁): 本書証2, 3頁)・第97回定時株主総会において、原告らのうち5名を含む一部の株主から、原子力発電に関連し、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われたが、かかる株主提案はいずれも下記のとおり圧倒的大差で否決されていること(準備書面(6)第2(6頁): 本書証2, 4頁) <p>第4号議案(原子力発電事業からの全面撤退)</p> <p>賛成率3.8パーセント</p> <p>第5号議案(再処理の禁止)</p> <p>賛成率3.8パーセント</p> <p>第6号議案(取締役等の責任免除に係る規定において原子力事業については適用除外とする)</p> <p>賛成率3.6パーセント</p> <p>第7号議案(原子力発電事業で大事故を起こした際の損害賠償の無限責任)</p> <p>賛成率3.6パーセント</p>
--	---

乙第3号証の8

証拠の標目	第97回定時株主総会招集ご通知
原本・写しの別	原本
作成年月日	令和3年6月4日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	<p>本書証は、補助参加人が、第97回定時株主総会の開催に当たり作成したものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月25日に開催された補助参加人の第97回定時株主総会は、関係法令に従い、適法かつ適切に運営されたこと（準備書面(6)第1の2(2)(3頁)) ・被告ら及び補助参加人は、第97回定時株主総会において、本件原子力発電所が新規制基準に適合していることの確認を得た上で、再稼働を目指すという経営の基本方針を明らかにしたこと（準備書面(6)第2(6頁)；本書証28頁) ・被告久和進は、現在、補助参加人の取締役ではないこと（準備書面(6)第2(6頁)；本書証6ないし13, 39, 40頁) ・原告らのうち5名を含む一部の株主から、原子力発電に関連し、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われたこと（準備書面(6)第2(6頁)；本書証15ないし21頁)

	<p>第4号議案（原子力発電事業からの全面撤退）</p> <p>第5号議案（再処理の禁止）</p> <p>第6号議案（取締役等の責任免除に係る規定において原子力事業については適用除外とする）</p> <p>第7号議案（原子力発電事業で大事故を起こした際の損害賠償の無限責任）</p> <p>（なお、上記の株主提案は、いずれも圧倒的大差で否決されている：乙第2号証の8参照）</p>
--	--

乙第36号証の8

証拠の標目	第97回 定時株主総会の概要 (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/21062502.pdf f よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年6月25日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	<ul style="list-style-type: none">・ 令和3年6月25日に開催された補助参加人の第97回定時株主総会は、関係法令に従い、適法かつ適切に運営されたこと(準備書面(6)第1の2(2)(3頁))・ 第97回定時株主総会において、原告らのうち5名を含む一部の株主から行われた株主提案はいずれも否決されていること(準備書面(6)第2(6頁))

乙第110号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準の策定経緯と課題 (立法と調査344号所収) (参議院ウェブサイト https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2013pdf/20130903131.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年9月
作成者	参議院環境委員会調査室 大嶋健志
立証趣旨	<p>本書証は、参議院事務局企画調整室が、立法や国政調査について取りまとめた報告である。</p> <p>本書証によって、国は、原子力規制委員会発足前においてはストレステストを経た原子力発電所の再稼働を認める方針とし、同委員会発足後においては新規制基準適合性確認審査に合格した場合に原子力発電所の再稼働を認める方針を示していること(準備書面(6)第1の2(3)(4, 5頁))を明らかにする。</p>